

# 特定建設作業等に係る講習会

解体等工事に係る石綿規制  
(大気汚染防止法、府条例関連)



大阪市環境局環境管理部環境規制課（北部環境保全監視グループ）

# 内容

- 1 大気汚染防止法における石綿規制の概要
- 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例  
における石綿規制の概要

# 1 大気汚染防止法における石綿規制 の概要

# ①規制対象

全ての石綿含有建材が規制対象

令和3年4月施行

- 石綿含有仕上塗材がレベル3相当建材
- 法では規制対象外であった石綿含有成形板等が追加

特定建築材料の種類	
レベル1	吹付け石綿
レベル2	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材
レベル3相当	石綿含有仕上塗材
レベル3	石綿含有成形板等

## ②事前調査の対象

建築物等の規模に関わらず、解体・改修・補修作業を行う場合、事前調査が必要

### 事前調査対象外

【環水大大発第2011301号 令和2年11月30日環境省通知 参照】

- 木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかで、ボルトやナット等を手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能であり、除去等を行う際に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業  
**※電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業（足場用アンカーボルト打ち作業を含む）は、「極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業」には該当せず、事前調査が必要。**
- 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業、既存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

# ③事前調査の方法

## ○実施方法

### 設計図書その他の書面



- 建築物等の設置の工事に着手した日
- 使用されている建材の種類

及び

### 目視



- 石綿が含有されている可能性がある建材の確認
- 建築材料に印字されている製品名、製品番号等を確認

石綿含有の有無が不明

平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物は、現地での目視調査不要

### 分析調査



- 建材の採取

※ただし、石綿が使用されているとみなして石綿飛散防止措置を講じる場合、分析調査は不要（全ての建材についてみなしが可能）

### ③事前調査の方法

#### 石綿規制に係る変遷



※規制対象物質追加  
(アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト)

#### 【ポイント】

- **2006年(平成18年)9月**：規制対象の含有率が**0.1%に引き下げ**
- 規制対象物質が3種類から**6種類**へと変更

分析を実施した時期によっては、当時の分析結果で「石綿含有なし」となっているものがあるので、要注意！

# ④事前調査の実施者

## 調査者等による事前調査の義務化

令和5年10月1日施行

### ○実施義務者

元請業者又は自主施工者（以下「元請業者等」と言う。）



厚労省HP 講習会情報

調査者等：環境大臣が定める「必要な知識を有する者」

### ・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者

調査者区分	調査できる対象
① <b>特定建築物</b> 石綿含有建材調査者 (11時間講習+実地研修+筆記試験+口述試験)	<b>すべての建築物</b> のすべての材料 ※現状、特定/一般の調査範囲に <u>違いはない</u>
② <b>一般建築物</b> 石綿含有建材調査者 (11時間講習+筆記試験)	
③ <b>一戸建て等</b> 石綿含有建材調査者 (7時間講習+筆記試験)	<b>一戸建て住宅、共同住宅の住戸の専用部分</b> ※共同住宅のバルコニーや廊下等の共用部分は <u>含まれない</u>

### ・義務付け適用前に一般社団法人アスベスト調査診断協会に登録された者

# ④事前調査の実施者

## 工作物石綿事前調査者

令和8年1月1日施行

工作物の解体等作業を行う場合に事前調査を適切に実施してもらうために、「必要な知識を有する者」について、新たに規定

区分	対象工作物	調査者の種類
特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める <b>工作物（特定工作物：17種類）</b> （令和2年10月7日環境省告示第77号）	反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、貯蔵設備、発電設備、変電設備、配電設備、送電設備	<b>工作物石綿事前調査者</b>
	煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、 <u>観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</u> ※1 ※1 令和5年10月1日指定	
その他の工作物	上記以外の工作物※2 ※2 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料（モルタル及びコンクリート補修材）の除去等の作業を伴うもの	<b>工作物石綿事前調査者</b> 特定建築物石綿含有建材調査者 一般建築物石綿含有建材調査者

## ④事前調査の実施者

### 特定工作物の例（一部抜粋）

配電設備



配管設備



煙突



## ⑤事前調査結果の記録・書面の作成

### ○記録の作成を行う者

元請業者又は自主施工者



### ○記録の記載事項（大気汚染防止法施行規則第十六条の八）

- ・ 解体等工事の発注者の氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名
  - ・ 解体等工事の場所
  - ・ 事前調査の終了年月日
  - ・ 建設物等の設置の工事に着手した年月日
  - ・ 解体等工事の名所及び概要
  - ・ 事前調査の方法
  - ・ 建築物等の概要
- 等

## ⑤事前調査結果の記録・書面の作成

### ○結果の説明

事前調査の記録をもとに書面を作成



解体等作業の開始の日まで

※特定粉じん排出等作業実施届出を要する案件は説明時期に別途定めあり

書面を用いて発注者へ報告

### ○書面の保存

自主施工者 → 事前調査の記録の3年間保存

元請業者 → 事前調査の記録・書面（写し）の3年間保存

### ○記録の備え付け及び結果の掲示

元請業者又は自主施工者は、解体等作業の開始から終了まで事前調査の記録の写しを現場に備え置くとともに、事前調査の結果を公衆の閲覧に供する義務がある。

# ⑤事前調査結果の記録・書面の作成

様式例

(元請業者が作成及び発注者に説明する場合)

令和〇〇年〇月〇日

## 解体等工事に係る事前調査書面

発注者 住所 〇〇市 △△ 4丁目 3-5

氏名 △△ △△ 様

(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

住所 △△市〇〇△△ 3丁目 2-1

元請業者 氏名 △△建築株式会社

(受注者) 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

電話番号 〇〇-△△-××××

大気汚染防止法第18条の15第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の3第1項に基づく石

解体等工事の場所	〇〇市〇〇△△1丁目5-3 (解体等工事の名称) 〇〇〇〇事務所 解体工事		
解体又は改造・補修着手年月日	〇〇年 〇月 〇日	延床面積	570
解体等工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 解体	<input type="checkbox"/> 改造・補修	階数 3
建築物等の竣工年	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和・平成 48年		
建築物等の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物 ( <input checked="" type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) ( <input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> その他工作物		
事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 大阪 太郎 (△△建築株式会社〇〇課) 講習実施機関の名称 〇〇△△協会 ××センター ( <input type="checkbox"/> 一般 <input checked="" type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )		
調査を終了した年月日	令和〇〇年5月15日		
調査の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (以下調査方法で構成した1章(詳細は別紙)の1のため)		

事前調査者に係る情報  
(氏名、講習実施機関の名称及び資格の種類)を忘れず記載してください。

# ⑥事前調査結果の報告

自治体への事前調査結果の報告を義務化

令和4年4月施行

## ○報告の対象

建築物の  
解体作業



床面積の合計が  
**80m<sup>2</sup>**以上

建築物の  
改造・補修作業



請負代金※の合計が  
**100万円**以上

※ 材料費・消費税を含み、事前調査の費用は除く

工作物の解体、  
改造・補修作業



請負代金※の合計が  
**100万円**以上

**報告の対象でなくても、事前調査は必要！**

## ⑥事前調査結果の報告

### ○報告の義務を負う者

元請業者又は自主施工者



石綿事前調査結果  
報告システム

### ○報告の方法

原則、電子報告システム※による報告

※電子報告システムであれば一度の申請で、行政の石綿規制部局及び労働基準監督署に同時に申請可能

gBizIDの取得



石綿事前調査結果報告  
システムで入力  
取得したgBizIDを用いて  
ログイン後、電子申請

## ⑥事前調査結果の報告

### 石綿事前調査結果報告システム

〈画像イメージ〉

元方（元請）事業者の調査、分析を実施した者	
事前調査を実施した者	
氏名	<input type="text"/>
講習実施機関の名称	<input type="text"/>
事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の区分	<input type="radio"/> 一般 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 一戸建て等 <input type="radio"/> その他
分析調査を実施した者	
氏名	<input type="text"/>
所属する機関又は法人の名称	<input type="text"/>
講習実施機関の名称	<input type="text"/>

有資格者による事前調査の実施が義務付けられている。

→次の3点を必ず入力すること！！

- ・ **事前調査者の氏名**
- ・ **講習受講機関の名称**
- ・ **資格の種類**

# ⑥事前調査結果の報告

## 石綿事前調査結果報告システム

申請先 〈画像イメージ〉

労働安全衛生法（石綿障害予防規則）申請先 <sup>?</sup>	
工事現場の 管轄労働局 <b>必須</b>	<input type="text"/>
工事現場の 管轄労働基準監督 署 <b>必須</b>	<input type="text"/>
大気汚染防止法申請先 <sup>?</sup>	
都道府県 <b>必須</b>	<input type="text"/>
申請先自治体 <b>必須</b>	<input type="text"/>
担当部署 <b>必須</b>	<input type="text"/>
<u>自由記載欄</u>	<input type="text"/>

石綿含有建材がある場合

→自由記載欄に「**除去面積**」を入力

(例)

- 吹付け石綿〇〇m<sup>2</sup>
- 石綿含有仕上塗材〇〇m<sup>2</sup>
- 石綿含有成形板等〇〇m<sup>2</sup>



記載がない場合、追記を  
お願いする場合があります！

## よくある間違い

- 仕上塗材の事前調査結果を「吹付け材」の項目で報告している。  
→ **「仕上塗材」**の項目で報告してください。
- 現場で施工されていない建材を「石綿なし」として報告する。  
→ **工事対象の建材のみ**報告してください。



# ⑦事前調査結果の揭示

様式例

## 石綿に関する事前調査の結果について

大気汚染防止法第18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおりお知らせします。

事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の氏名及び住所	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び住所	
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	事前調査・試料採取を行った者の氏名、住所、登録番号	
調査箇所	建築物全体(1階～3階)	分析を実施した者の氏名、住所、登録番号	
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	石綿含有なしの判断根拠	外壁
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	1階 機械室 吹付け石綿 (クリンタイトル 10%)	その他事項	

## ○揭示の対象

**石綿の有無によらず、**  
全ての解体等工事

## 揭示項目

- ・ 事前調査の結果
- ・ 元請業者等の名称及び住所等
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 事前調査の方法
- ・ 工事が特定工事に該当する場合は特定粉じん排出等作業の対象となる特定建築材料の種類

# ⑧特定粉じん排出等作業実施届出書

## ○届出者

発注者又は自主施工者

**作業開始日の中14日前**までに届出が必要。  
⇒石綿除去のための足場設置期間も含む。

### 【改正前】

特定建築材料の種類		届出
レベル1	吹付け石綿 石綿含有仕上塗材 (吹付け施工)	法
レベル2	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	
レベル3	石綿含有成形板	条例
	ビニル床タイル等	対象外



### 【改正後】

特定建築材料の種類		届出
レベル1	吹付け石綿	法
レベル2	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	
レベル3相当	石綿含有仕上塗材	条例
レベル3	石綿含有成形板 その他、石綿含有建築材料	

※石綿含有保温材を非石綿部で切断して除去する場合で、飛散のおそれがない場合には法の届出は不要。  
ただし、届出が必要な自治体もあるため、所管する自治体に事前確認が必要。

## ⑨作業計画の作成

特定粉じん排出等作業に該当する全ての工事（レベル1～3すべて）について、作業計画を作成

**届出の要否にかかわらず**、作業着手までに当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、該当計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行わなければならない。

### ○記載事項

- ・発注者の名称及び住所等
- ・作業の場所
- ・特定粉じん排出等作業の方法
- ・特定粉じん排出等作業の種類
- ・特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 等

### ○下請負人への説明

元請業者又は下請負人が、石綿の除去等作業を伴う建設工事を他者に請け負わせるときは、石綿の除去等作業の方法等を、その請け負わせる者に説明しなければならない。

# ⑩作業内容等の掲示

様式例

## 事前調査の結果及び建築物等の特定粉じん排出等作業に関するお知らせ

大気汚染防止法第18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおり、お知らせします。

大気汚染防止法施行規則第16条の4第二号、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第16条の6の規定により、建築物等の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称	〇〇〇〇解体工事		
提出先 届出年月日 受理番号	〇〇労働基準監督署 令和〇〇年〇月〇日	発注者又は自主施工者の 氏名及び住所	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3
	大阪市環境局〇〇部環境保全監視グループ 【法】令和〇〇年〇月〇日 〇〇-〇〇号 【条】令和〇〇年〇月〇日 〇〇-〇〇	元請業者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3	
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日		
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日		
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	1階 機械室 吹付(クリソタイル) 10%		
処理方法	除去・囲い込み・封じ込め		
調査箇所	建築物全体(1階～)		
調査方法	書面調査、現地調査		
特定粉じん排出等作業の工程	飛散抑制剤の散布→ →除去面への飛散防止 →養生面への飛散防止		
石綿の飛散防止対策	作業区画の隔離: 負圧集じん機の使用		
使用する資材及びその種類	集じん・排気装置 型式: HEPA フィルタ 湿潤用薬液:〇〇 固化用薬液:〇〇 接着テープ 隔離用シート(厚さ 床:〇〇mm、		

### 掲示項目

- ・ 工事の発注者及び元請業者等の名称及び住所等
- ・ 届出対象工事の場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書の届出年月日と届出先
- ・ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 府条例で定められている内容

### ○掲示の対象

**届出の要否によらず**、全ての特定粉じん排出等作業（レベル1～3）を伴う工事

# ⑪作業基準

## 作業基準遵守義務の対象の追加

令和3年4月施行

元請業者だけでなく、**下請負人**も作業の種類ごとに石綿飛散防止対策を実施しなければならない。

## 作業基準遵守義務に違反した場合の直接罰の創設

令和3年4月施行

レベル1、2建材に係る届出対象特定工事について、当該義務に違反した場合に、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科することがある。

# ⑪作業基準

## レベル1・2 建材の作業基準の追加

(かき落とし、切断、破砕により除去する場合または封じ込め、囲い込みを行う場合)

- 1) 隔離養生、前室の設置
- 2) 作業場及び前室の負圧、集じん・排気装置の設置
- 3) 除去作業初日に作業開始前の集じん・排気装置の正常稼働の確認
- 4) 作業開始前及び**中断時**の作業場内及び前室の負圧確認
- 5) 除去作業初日の作業開始後、**集じん・排気装置の位置を変更した場合、フィルタを交換した場合**に集じん・排気装置の正常稼働の確認
- 6) 薬液等による湿潤化
- 7) 負圧隔離養生解体前の**清掃や特定粉じんの処理、飛散のおそれがないことの確認 (測定)**

# ⑪作業基準

レベル2 建材の作業基準の追加  
(かき落とし、切断、破砕以外の方法により除去する場合)



- 1) 隔離養生（負圧不要）
- 2) 薬液等による湿潤化
- 3) 養生解体前の作業場内の**清掃や特定粉じんの処理**

石綿含有保温材を非石綿部分で切断除去する様子

# ⑪作業基準

## レベル3相当建材（石綿含有仕上塗材）の作業基準の新たな設定

- 1) 薬液等による**湿潤化**
- 2) 電気グラインダー等の電動工具を用いる場合に、**隔離養生（負圧不要）**及び薬液等による**湿潤化**
- 3) 養生解体前の**作業場内の清掃や特定粉じんの処理**



※足場用アンカーボルト打ち作業についても対応が必要

### ◎湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置

⇒集じん装置付きの工具を用いる工法（以下要件を満たす必要あり）

- ・集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・集じん装置はHEPA フィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、除去作業中における作業場内の総繊維濃度が0.15 本/cm<sup>3</sup>を下回ることが示されていること

# ⑪作業基準（石綿含有成形板等）

## レベル3 建材の作業基準の新たな設定

- 1) 原形のまま取り外し
- 2) 原形のまま取り外すことが困難な場合に、薬液等による湿潤化
- 3) けい酸カルシウム板第1種で破砕等を伴う場合に、隔離養生（負圧不要）及び薬液等による湿潤化
- 4) 養生解体前の作業場内の清掃や特定粉じんの処理



## ⑫作業完了後の確認

除去作業：石綿の取り残しが無いこと等の確認

囲い込み作業、封じ込め作業：石綿が飛散するおそれがないことの確認

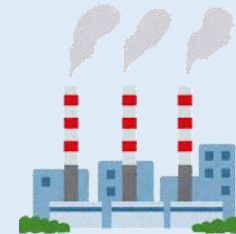
○作業対象ごとのと確認者

建築物



建築物石綿含有建材調査者等  
又は石綿作業主任者

工作物



建築物石綿含有建材調査者、  
工作物石綿含有建材調査者  
又は石綿作業主任者

# ⑬作業の記録、記録の保存、発注者への報告

石綿飛散防止措置の内容の記録、保存  
除去等作業終了後、その結果を発注者に書面で報告

令和3年4月施行

作業の実施状況を記録  
**工事終了後まで保存**

除去作業終了

石綿の取り残しがないかを確認  
**石綿作業主任者等、知見を有する者**

確認結果の記録  
**工事終了後3年間保存**（元請業者等の義務）

発注者へ報告

発注者への報告項目

- ・ 特定粉じん排出等作業の完了年月日
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ・ 作業完了後の確認を実施した方の氏名及び講習実施機関の名称

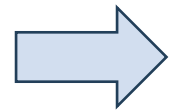
## 2 大阪府生活環境の保全等に関する 条例における石綿規制の概要

# ①事前調査結果の説明、記録及び書面の作成

## 府条例における追加項目

- 特定粉じん排出等作業を伴う場合の事前調査結果説明時期

→ 特定粉じん排出等作業が解体等作業の14日以内に開始される場合は、  
**その特定粉じん排出等作業の14日前まで**に説明が必要



大気汚染防止法とは異なり、**届出の要否を問わない**ことに注意！！

- 事前調査書面への記載事項

→ 法律で定められた記載事項に加え、次の2点について記載が必要

- 1 建築物などの階、部屋および部位ごとの特定建築材料の使用の有無
- 2 大気中石綿濃度測定計画※  
※ 工事施工境界における石綿濃度測定が必要な作業のみ

# ①事前調査結果の説明、記録及び書面の作成

別紙3		工事名		〇〇〇〇解体工事							
事前調査結果の詳細票 ( 1 枚目/ 10 枚中)		対象となる建築物等の概要		耐火建築物・準耐火建築物・その他の建築物・その他の施設 延べ床 2500 m <sup>2</sup> ( 3 階建)							
建築物等が設置された着工年月日		〇〇年5月18日		階 1							
部屋名称		総務課事務室		(部屋番号 1)							
部位	① 設計図書(改修時の設計図書も含む)、目視による調査			② 石綿の含有の状況の分析による調査			③ 石綿の使用の状況		資料番号		
	建材名、製品名等	備考	調査の方法	石綿含有	サンプリング	石綿含有	石綿の種類(含有率)	備考		特定建築材料の種類(材料レベル)	使用面積
床	コンクリート	改修: 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) <input checked="" type="checkbox"/> 目視 ( A )	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	( % )		(レベル )	m <sup>2</sup>	
壁	コンクリート	改修: 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) <input checked="" type="checkbox"/> 目視 ( A )	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	( % )		(レベル )	m <sup>2</sup>	
壁	鉄骨柱	改修: 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) <input checked="" type="checkbox"/> 目視 ( A )	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	( % )		(レベル )	m <sup>2</sup>	
天井	鉄骨梁	改修: 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) <input checked="" type="checkbox"/> 目視 ( A )	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	アモサイト ( 10 % )		吹付け石綿 (レベル 1 )	60	1-1
壁	化粧板	改修: 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類:a ) <input checked="" type="checkbox"/> 目視 ( B )	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	クリソタイル ( 3~20 % )		石綿含有成形板等 (レベル 3 )	400	1-2
天井	天井板 (石膏ボード)	改修: 平成19年	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書等 (根拠資料の種類: d 設計図書) <input type="checkbox"/> 目視 ( )	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> みなし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	( % )		(レベル )	m <sup>2</sup>	

1 設計図書の該当箇所、目視調査の内容、含有の状況の分析実施の際は採取箇所の図面及び分析結果など、石綿の使用・含有及び使用面積算出の根拠となる資料を添付すること。  
 2 設計図書等の根拠資料の種類を括弧内に記載すること。a 石綿含有建材データベース(国土交通省・経済産業省)、b メーカーの説明書・ホームページ、c JATI協会無石棉情報、d その他(具体的に根拠資料を記載)、e 設計図書等無し  
 3 目視による調査についてはその内容を括弧内に記載すること。A 外観、B 商品名の印字、C JIS番号、Dその他(具体的に内容を記載)  
 4 備考欄には改修の着工の履歴など当該部位に係るその他情報を記載すること。  
 5 別紙3は必要に応じて複写し、階、部屋ごとに作成すること。

## ②事前調査結果の書面の備え付け

### 府条例における追加項目

- 事前調査書面又はその写しの現場への備付け
  - 解体等作業が完了するまでの間、**事前調査書面又はその写し**を現場に備え付ける必要がある

# ③特定粉じん排出等作業実施届出書

## 届出対象建材の変更

令和3年4月施行

- ・石綿含有仕上塗材：使用面積の合計 **1,000 m<sup>2</sup>以上**
- ・石綿含有成形板等：使用面積の合計 **1,000 m<sup>2</sup>以上**

**※下地調整材については、仕上塗材ではなく成形板等に該当する**

### 【改正前】

特定建築材料の種類		届出
レベル3	石綿含有成形板	条例
	ビニル床タイル等	対象外

### 【改正後】

特定建築材料の種類		届出
レベル3相当	石綿含有仕上塗材	条例
	石綿含有成形板	
レベル3	その他、石綿含有建築材料	

## ④石綿濃度測定計画届出書

### 府条例における追加項目

- 石綿濃度測定計画届出

→大気汚染防止法の届出対象石綿含有建材（レベル2建材のかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するものを除く）の**使用面積が50㎡以上の場合**は、石綿濃度測定計画届出書の届出が必要

## ⑤作業内容等の掲示

### 府条例における追加項目

#### ●作業内容の掲示への記載事項

→法律で定められた記載事項に加え、次の2点について記載が必要

- 1 府条例における特定粉じん排出等作業実施届出書の**届出年月日と届出先**
- 2 特定粉じん排出等作業実施届出書の**受理番号**(届出を要しない場合には、その旨)
- 3 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合はその**下請負人の名称、住所及び連絡場所等**
- 4 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合はその**下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所**
- 5 特定粉じんの飛散を防止するために講ずる措置の内容
- 6 大気中の石綿の濃度を測定しなければならない場合はその**石綿濃度測定計画**

# ⑥作業基準（レベル1、2建材）

## 大気汚染防止法（スライド24、25）

### ⑪作業基準

レベル1・2建材の作業基準の追加  
(かき落とし、切断、破碎により除去する場合または封じ込め、囲い込みを行う場合)

- 1) 隔離養生、前室の設置
- 2) 作業場及び前室の負圧、集じん・排気装置の設置
- 3) 除去作業初日に作業開始前の集じん・排気装置の正常稼働の確認
- 4) 作業開始前及び**中断時**の作業場内及び前室の負圧確認
- 5) 除去作業初日の作業開始後、**集じん・排気装置の位置を変更した場合、フィルタを交換した場合**に集じん・排気装置の正常稼働の確認
- 6) 薬液等による湿潤化
- 7) 負圧隔離養生解体前の**清掃や特定粉じんの処理、飛散のおそれがないことの確認（測定）**

24

### ⑪作業基準

レベル2建材の作業基準の追加  
(かき落とし、切断、破碎以外の方法により除去する場合)



- 1) 隔離養生（負圧不要）
- 2) 薬液等による湿潤化
- 3) 養生解体前の作業場内の**清掃や特定粉じんの処理**

25



## 府条例における追加項目

- ・排水の処理

# ⑥作業基準（石綿含有仕上塗材）

## 大気汚染防止法 （スライド26）

### ⑪作業基準

#### レベル3相当建材（石綿含有仕上塗材）の作業基準の新たな設定

- 1) 薬液等による**湿潤化**
- 2) 電気グラインダー等の電動工具を用いる場合に、**隔離養生（負圧不要）**及び薬液等による**湿潤化**
- 3) 養生解体前の**作業場内の清掃や特定粉じんの処理**



※足場用アンカーボルト打ち作業についても対応が必要

#### ◎湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置

⇒集じん装置付きの工具を用いる工法（以下要件を満たす必要あり）

- ・集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・集じん装置はHEPA フィルタを有し、集じんだ石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、除去作業中における作業場内の総繊維濃度が0.15 本/cm<sup>3</sup>を下回ることが示されていること

26



### 府条例における追加項目

・飛散防止幕の設置

・排水の処理



## ⑥作業基準（石綿含有成形板等）

大気汚染防止法  
(スライド27)

### ⑪作業基準（石綿含有成形板等）

#### レベル3 建材の作業基準の新たな設定

- 1) 原形のまま取り外し
- 2) 原形のまま取り外すことが困難な場合に、薬液等による湿潤化
- 3) けい酸カルシウム板第1種で破碎等を伴う場合に、隔離養生（負圧不要）及び薬液等による湿潤化
- 4) 養生解体前の作業場内の清掃や特定粉じんの処理



### 府条例における追加項目

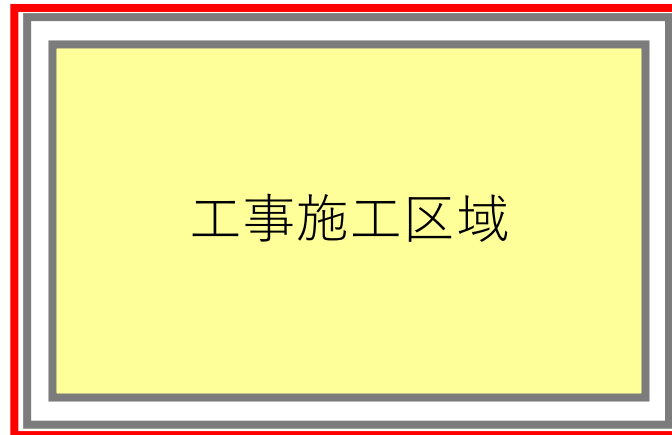
- ・ 屋根高以上の飛散防止幕の設置
- ・ 除去後建材の破碎禁止
- ・ 排水の処理
- ・ 除去後建材の切断時における集じん装置付き切断機の使用

## ⑦ 工事施工境界基準

特定粉じん排出等作業に係る請負人が作業を行うために専有した区画の境界における大気中の石綿濃度の基準

**工事施工境界基準：10本 / L以下**

工事施工境界 = 敷地境界

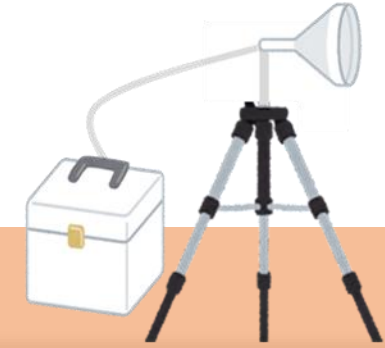


工事施工境界

敷地境界



## ⑧石綿濃度測定結果



### 石綿濃度測定結果の発注者への報告義務

元請業者は、石綿濃度測定結果の記録を発注者へ交付しなければならない。

#### ○記録事項

- ・ 測定年月日及び時刻
- ・ 測定者
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況
- ・ 測定時の天候
- ・ 測定場所

# ご相談等について

お問い合わせ先	担当区
北部環境保全監視グループ tel : 06 - 6313 - 9550	北区、都島区、淀川区、東淀川区、旭区
東部環境保全監視グループ tel : 06 - 6267 - 9922	中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
西部環境保全監視グループ tel : 06 - 6576 - 9247	福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区
南東部環境保全監視グループ tel : 06 - 6630 - 3433	阿倍野区、東住吉区、平野区
南西部環境保全監視グループ tel : 06 - 4301 - 7248	住之江区、住吉区、西成区

# 参考資料

- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和8年2月改正【環境省、厚生労働省】
- 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について  
環水大大発第2011301号 令和2年11月30日【環境省】
- 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）  
環水大大発第2306231号 令和5年6月23日【環境省】
- 石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省ホームページ）  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>
- 特定粉じん排出等作業実施届出（本市ホームページ）  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060970.html>

---

ご清聴ありがとうございました。